AnyDATA. ＮＥＴ Inc.	電話用設備に接続される端末機器及び専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＤＴＭ―620ＷＫ	ＡＤ090054005	平成21年２月27日
富士通株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＬＸ／Ｄ90Ｄ、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＬＸ／Ｄ70Ｄ、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＬＸ／Ｄ90Ｎ又はＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＬＸ／Ｄ70Ｎ	Ｄ090042005	平成21年２月27日
富士通株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＣＥ／Ｄ50、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＣＥ／Ｄ40、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＣＥ／Ｄ50Ｎ、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＣＥ／Ｄ45Ｎ、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＣＥ／Ｄ40Ｎ又はＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＣＥ／Ｄ35Ｎ	Ｄ090043005	平成21年２月27日
富士通株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　Ｆ／Ｄ90Ｄ、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　Ｆ／Ｄ70Ｄ、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　Ｆ／Ｄ60、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　Ｆ／Ｄ90Ｎ、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　Ｆ／Ｄ70Ｎ又はＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　Ｆ／Ｄ60Ｎ	Ｄ090044005	平成21年２月27日
富士通株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＥＫ／Ｄ50、ＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＥＫ／Ｄ50Ｎ又はＦＭＶ―ＤＥＳＫＰＯＷＥＲ　ＥＫ／Ｄ30Ｎ	Ｄ090045005	平成21年２月27日
パナソニック コミュニケーションズ株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＶＬ―ＭＷＮ352ＫＬ	Ｄ090053005	平成21年２月27日

５　株式会社コスモス・コーポレイション

設計認証を受けた者の氏名又は名称	設計認証に係る設計に基づく端末機器の種類	設計認証に係る設計に基づく端末機器の名称	設計認証番号	設計認証をした年月日
ソニー株式会社	専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	ＲＶＴ－ＳＤ100	Ｄ090002008	平成21年２月６日

○国土交通省告示第七百八十三号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千二百十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月二十二日　国土交通大臣　金子　一義

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千二百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

15　平成二十三年十月二十一日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人未満のもの（第一項第三号から第五号までの自動車を除く。）以下この項において同じ。）及び平成二十三年十一月一日から平成二十五年十月二十一日までに製作された自動車のうち平成二十三年十一月一日以降に型式の指定を受けた自動車（平成二十三年十月二十一日以前に型式の指定を受けた自動車から、車名、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項の「別添12「乗用車の制動装置の技術基準」」にかかわらず、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の別添12「乗用車の制動装置の技術基準」」の規定に適合するものであればよい。

第十九条に次の一項を加える。

5　平成二十四年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、保安基準第二十二条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十一年国土交通省令第四十八号）による改正前の保安基準第二十二条第三項の規定に適合するものであればよい。

6　平成二十四年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、細目告示第二十八条第二項第三号及び第四号、第百六号第一項第三号及び第四号並びに第百八十四号第一項第三号及び第四号の規定は適用しないこととし、第二十八条第六項第二号の規定中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版の規則5. 及び6. （5. 4. から5. 8. まで、5. 11. から5. 14. まで、6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までの規定を除き、かつ、貨物の運送の用に供する自動車にあっては、5. 16. の規定を除く。）に限る。）」を「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第７改訂補足第３改訂版の規則5. 及び6. （5. 3. から5. 7. まで、5. 10. から5. 13. まで、6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までの規定を除く。）に限る。）」と、同項第二号の規定中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版の規則5. 2. 及び6. の規定に限る。）」を「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第３改訂版の規則5. 1. 及び6. の規定に限る。）」と第百六条第七項の規定中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版の規則5. 2. 及び6. の規定に限る。）」を「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第３改訂版の規則5. 1. 及び6. の規定に限る。）」と読み替えることができるものとする。

第二十条に次の二項を加える。

11　平成二十四年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成二十八年七月二十一日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成二十六年七月二十二日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）については、保安基準第二十二条の三第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十一年国土交通省令第四十八号）による改正前の保安基準第二十二条第三項の規定に適合するものであればよい。